

大阪府私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="297 296 909 323">大阪府私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領</p> <p data-bbox="120 442 170 469">(略)</p> <p data-bbox="109 539 293 566">I 制度の概要</p> <p data-bbox="109 635 371 662">1. 制度の趣旨・目的</p> <p data-bbox="132 683 1104 1002">大阪府は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した者が、再び大阪府内に所在する私立高等学校等で学び直す場合は、就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過後も、卒業までの期間、継続して大阪府私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を支給する。</p> <p data-bbox="109 1118 568 1145">2. 対象となる私立高等学校等 （略）</p> <p data-bbox="109 1214 264 1241">3. 交付対象</p> <p data-bbox="132 1262 1104 1485">学び直し支援金の交付対象は、2で掲げた私立高等学校等に在学し、以下の①～⑧の全ての要件を満たす生徒のうち、大阪府教育長（以下「教育長」という。）による受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する私立高等学校等の設置者（※3）（以下「設置者」という。）とする。</p>	<p data-bbox="1323 296 1935 323">大阪府私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領</p> <p data-bbox="1151 442 1200 469">(略)</p> <p data-bbox="1140 539 1323 566">I 制度の概要</p> <p data-bbox="1140 635 1402 662">1. 制度の趣旨・目的</p> <p data-bbox="1162 683 2134 1050">大阪府は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した者が、再び大阪府内に所在する私立高等学校等で学び直す場合は、就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過後も、卒業までの期間、継続して大阪府私立高等学校等学び直し支援金（<u>就学支援金に相当する額</u>。以下「学び直し支援金」という。）を支給する。</p> <p data-bbox="1140 1118 1599 1145">2. 対象となる私立高等学校等 （略）</p> <p data-bbox="1140 1214 1294 1241">3. 交付対象</p> <p data-bbox="1162 1262 2134 1485">学び直し支援金の交付対象は、2で掲げた私立高等学校等に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす生徒のうち、大阪府教育長（以下「教育長」という。）による受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する私立高等学校等の設置者（※3）（以下「設置者」という。）とする。</p>

※3 (略)

①～⑤ (略)

- ⑥ 学び直し支援金の支給を~~通算して12月(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。)~~第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月)以上受けていない者
- ⑦ 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等(この号において「単位制高等学校等」という。)に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者
- ⑧ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者)

※4 (略)

4. 支給期間

- ① 学び直し支援金の支給期間は、最大で12月(定時制・通信制高等学校等(以下、「定通」という。))は24月)とする。
ただし、定通以外の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。
- ② 学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。
- ③ 学び直し支援の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間については下記のとおりとする。
i) 高等学校等(全日制)から高等学校等(定通)に再入学する場合
学び直し支援の対象者(所得制限等により受給資格を有していない者を含

※3 (略)

①～⑤ (略)

- ⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者

(新設)

- ⑦ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者)

※4 (略)

4. 支給期間

- 学び直し支援金の支給期間は、最大で24月とする。
就学支援金制度においては、全日制の支給期間が36月であるのに対して、定時制及び通信制は48月とされているが、本制度においては、対象となる私立高等学校等全てについて24月とする。
- (新設)
- (新設)

む。以下同じ。）が、定通以外の高等学校等（以下「全日制」という。）を退学し定通に再入学する場合、再入学後の定通における残支給期間については、前籍校の全日制における学び直し支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。

ii) 定通から全日制に再入学する場合

学び直し支援の対象者が、定通を退学し、全日制に再入学する場合、再入学後の全日制における残支給期間については、前籍校の定通における学び直し支援金の支給期間を2分の1として計算するものとする。

5. 支給単位数

支給対象単位数の上限は以下のとおりとする。

① 学び直し支援金の全支給期間を通算して74単位まで

② 再入学した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して74単位まで

i) 卒業に必要な単位として認定を受けた単位数

ii) 就学支援金の支給対象単位数

iii) 学び直し支援金の支給対象単位数

※ 当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない（iiの単位数が存在しない）場合、i及びiiiの単位数を合算して74単位までとする。

※ iの単位数については、前籍校で取得した単位だけでなく、前々籍校で取得した単位、併修先で取得した単位、現籍校において学び直し支援金の支給開始月よりも前に取得した単位（就学支援金の支給対象単位以外）など、卒業要件の74単位に含まれるすべての単位を対象とする。ただし、学び直し支援金の支給開始月において、単位の取得状況が未定である以下の単位は除く。

・ 現籍校において学び直し支援金の支給開始月よりも後に取得した単位

・ 併修先で支給開始月よりも後に取得した単位

・ 年間30単位上限により学び直し支援金の支給対象とならなかった単位

※ 上記には、学び直し支援金の支給開始月よりも前に履修を開始し、支給開始月において取得状況が未定である単位を含む。

(新設)

③ 一の年度における就学支援金と学び直し支援金の支給対象単位数を合算して30単位まで

※ 当該年度に就学支援金の支給がない場合、学び直し支援金の支給対象単位数のみで30単位までとする。

※ 一の年度において、学び直し支援金の支給を受けている単位制高等学校等（A校）を退学し、さらに別の単位制高等学校等（B校）に再入学した場合、当該年度におけるA校の支給対象単位数とB校の支給対象単位数を合算して30単位までとする。

（留意事項）

ア 就学支援金の支給対象単位数が74単位に達し、就学支援金の支給対象とならなかった残りの単位を学び直し支援金の支給対象とする場合、就学支援金と学び直し支援金の支給対象期間が重複することとなるが、この場合、重複する学び直し支援金の支給対象期間を再度カウントする必要はない。

イ アの場合、就学支援金の支給対象となる授業料月額額の算定においては、算定月に履修しているすべての単位について合算した授業料額が算定対象となるが、支給限度額の算定においては、算定月に履修している単位のうち支給上限の74単位を超える単位は算定に含まれない。このような場合、就学支援金の支給上限の74単位を超えたため、支給限度額の算定に含まれない単位については、学び直し支援金の支給対象とする。

ウ 就学支援金の支給対象期間が履修期間の途中で終了し、就学支援金の支給対象となっていた履修単位を、引き続き、学び直し支援金の支給対象とする場合、同一の履修単位が就学支援金と学び直し支援金の支給対象となるが、この場合、重複している学び直し支援金の支給対象単位部分を、就学支援金の支給対象単位数との合算上限（74単位）に再度カウントする必要はなく、また、学び直し支援金単独の上限（74単位）にカウントする必要もない。

エ 前籍校で学び直し支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間（4.に係る残りの支給期間）及び学び直し支援金単独の残支給単位数（①に係る残りの単位数）であり、前籍校における②に係る残支

給単位数は引き継がれない。ただし、前籍校において②の74単位上限に達したため受給資格を有しなくなった者については、①の支給対象単位数が残っていた場合であっても、再入学後の単位制高等学校等において学び直し支援金の受給資格を有しないこととする。

6. 受給資格認定

学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、就学支援金制度（新制度）と同様に、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（認定要項様式第1号）」（以下「認定申請書」という。）に令和2年4月～6月は保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できる書類を、令和2年7月以降は保護者等の市町村民税の課税標準額や市町村民税の調整控除額が確認できる書類（以下「課税証明書等」という。）又は個人番号カードの写し等を添付して、その在学する私立高等学校等（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の私立高等学校等の課程（※5、※6）の設置者を經由して教育長に提出し、その認定を受けなければならない。なお、就学支援金を受給していた者が、引き続き学び直し支援金の申請をする場合で、就学支援金の所得判定において既に当該課税年度分の支給の判定結果が確定している場合は、就学支援金の判定に用いるために算定基準額として算出した数値を用いて学び直し支援金の所得判定を行うため、課税証明書等及び個人番号カードの写し等の添付を省略することができる。

※5～6 （略）

7. 支給額

（1）支給額及び支給限度額

学び直し支援金の支給額は、私立高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合は、支給限度額）となる。各学校種の月額の支給限度額は9,900円とする。（基礎額であり、別途対象者には加算支給の適用がある。）

なお、1単位あたりの授業料を設定している場合は、1単位あたりの支給限度

5. 受給資格認定

学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、就学支援金制度（新制度）と同様に、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（認定要項様式第1号）」（以下「認定申請書」という。）に保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、その在学する私立高等学校等（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の私立高等学校等の課程（※5、※6）の設置者を經由して教育長に提出し、その認定を受けなければならない。

※5～6 （略）

6. 支給額

（1）支給額及び支給限度額

学び直し支援金の支給額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額であり、具体的には、私立高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合は、支給限度額）となる。各学校種の月額の支給限度額は9,900円。（基礎額であり、別途対象者には加算支給の適用がある。）

額を4,812円とする（基礎額であり、別途対象者には加算支給の適用がある。）。
支給額の算定については、就学支援金と同様の算定ルールとする。

令和2年3月以前から認定を受けている生徒についても、令和2年4月以降は変更後の支給限度額を適用する。ただし、変更前の支給限度額の方が変更後の支給限度額よりも高くなる場合は、令和2年4～6月分の支給については、変更前の支給限度額を適用する。

(2) 授業料債権への充当 (略)

8. 所得に応じた支給（所得制限及び加算基準の設定）

就学支援金制度（新制度）と同様に、所得制限及び加算基準を設けている。

私立高等学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、学び直し支援金の支給対象とならない。

私立高等学校等の生徒のうち、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、保護者等の所得に応じて、7（1）の支給額を2.5倍した額を上限として支給する。

所得確認の基準は、令和2年6月分までの支給については、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。令和2年7月分からは、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額により判断する。

<令和2年6月分までの学び直し支援金の支給限度額等一覧（加算支給反映あり）>

支給限度額等	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額	世帯年収のめやす（参考）
所得制限	507,000円以上	910万円以上程度
支給限度額	257,500円以上507,000円未満	590万円以上910万円未満程度
支給限度額の2.5倍	257,500円未満	590万円未満程度

なお、就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、1単位あたりの支給限度額は設けず、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額としている。また、通算の支給上限単位数（74単位）及び年間の支給上限単位数（30単位）についても設定していない。

(2) 授業料債権への充当 (略)

7. 所得に応じた支給（所得制限及び加算基準の設定）

就学支援金制度（新制度）と同様に、所得制限及び加算基準を設けている。

私立高等学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、学び直し支援金の支給対象とならない。

私立高等学校等の生徒のうち、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、保護者等の所得に応じて、6（1）の支給額を1.5倍～2.5倍した額を上限として支給する。

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

支給限度額等	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額	世帯年収の目安（参考）
所得制限	507,000円以上	910万円以上程度
支給限度額	257,500円以上507,000円未満	590～910万円未満程度
支給限度額の1.5倍	85,500円以上257,500円未満	350～590万円未満程度
支給限度額の2.0倍	100円（※7）以上85,500円未満	250～350万円未満程度
支給限度額の2.5倍	0円（非課税）	250万円未満程度

<令和2年7月分以降の学び直し支援金の支給限度額等一覧（加算支給反映あり）>

支給限度額等	市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額	世帯年収のめやす（参考）
所得制限	304,200円以上	910万円以上程度
支給限度額	154,500円以上 304,200円未満	590万円以上 910万円未満程度
支給限度額の2.5倍	154,500円未満	590万円未満程度

※7 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、加算の対象となる。

9. 収入状況の届出

保護者等の所得確認については、就学支援金制度（新制度）と同様に、学び直し支援金の支給が停止されている場合を除き、受給資格認定者が、毎年度、教育長が別に定める日までに、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書（認定要項様式第1号）」（以下「収入状況届出書」という。）に保護者等の課税証明書等を添付したもの（以下「収入状況届出書等」という。）を、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

また、受給資格認定者（学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、設置者を經由して、速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出している場合は、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。

10. 学び直し支援金の支払の一時差止め （略）

※7 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、**2.5倍**加算の対象となる。

8. 収入状況の届出

保護者等の所得確認については、就学支援金制度（新制度）と同様に、学び直し支援金の支給が停止されている場合を除き、受給資格認定者が、毎年度、教育長が別に定める日までに、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書（認定要項様式第1号）」（以下「収入状況届出書」という。）に保護者等の課税証明書等を添付したもの（以下「収入状況届出書等」という。）を、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

また、受給資格認定者（学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、設置者を經由して、速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合は、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。

9. 学び直し支援金の支払の一時差止め （略）

11. 受給資格の消滅

学び直し支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由が消滅（退学、除籍、転学、所得制限額を超過することになった等）した月に終了する。

設置者は、生徒の受給資格が消滅した場合は、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金報告用シート（様式ア-1 又はア-2）」（以下「報告用シート」という。）を作成し、教育長に報告しなければならない。

12. 休学による支給停止・支給再開 （略）

13. 学び直し支援金の支給方法 （略）

14. 学び直し支援金の支払 （略）

15. 留意事項

(1) （略）

(2) 申請書の提出期限を過ぎた場合であっても、申請のあった日（やむを得ない理由がある場合、やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときには、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）の属する月から受給が可能であるため、提出が遅れている生徒・保護者については、速やかな提出を促すこと。さらに、低所得世帯を対象とした、授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」制度について、学び直し支援金と混同し、一方のみしか申請をしない場合等が想定されるため、学び直し支援金を周知する際に併せて周知を行うこと。

(3) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、設置者において、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、個人情報の取り扱いには十分留

10. 受給資格の消滅

学び直し支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由が消滅（退学、除籍、転学、所得制限額を超過することになった等）した月に終了する。

設置者は、生徒の受給資格が消滅した場合は、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金報告用シート（様式ア-1、ア-2 又はア-3）」（以下「報告用シート」という。）を作成し、教育長に報告しなければならない。

11. 休学による支給停止・支給再開 （略）

12. 学び直し支援金の支給方法 （略）

13. 学び直し支援金の支払 （略）

14. 留意事項

(1) （略）

(2) 申請書の提出期限を過ぎた場合であっても、申請のあった日（やむを得ない理由がある場合、やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときには、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）の属する月から受給が可能であるため、提出が遅れている生徒・保護者については、速やかな提出を促すこと。さらに、低所得世帯を対象とした、授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」制度について、学び直し支援金と混同し、一方のみしか申請をしない場合等が想定されるため、学び直し支援金を周知する際に併せて周知を行うこと。その際、私立高等学校等の生徒については、学び直し支援金の 2.5 倍加算支給対象者であれば、奨学給付金の支給要件も満たすことを説明すること。また、学校の所在地と異なる都道府県に在住する生徒には、奨学給付金が在住する都道府県から支給されることも説明すること。

(3) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、設置者において、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、個人情報の取り扱いには十分留

意するとともに、生徒及び保護者等のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。

また、個人番号カードの写しや課税証明書など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。

(4) ~ (5) (略)

II 学び直し支援金の支給に係る事務

1. 受給資格認定

(1) 設置者は、認定申請書を生徒に配付し、必要事項を記入の上、課税証明書等又は個人番号カードの写し等を添付して提出させる。なお、就学支援金を受給していた者が、引き続き学び直し支援金の申請をする場合で、就学支援金の所得判定において既に当該課税年度分の支給の判定結果が確定している場合は、就学支援金の判定に用いるために算定基準額として算出した数値を用いて学び直し支援金の所得判定を行うため、課税証明書等及び個人番号カードの写し等の添付を省略することができる。

(2) (略)

意するとともに、生徒及び保護者等のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。

(4) ~ (5) (略)

II 学び直し支援金の支給に係る事務

1. 受給資格認定

(1) 設置者は、認定申請書を生徒に配付し、必要事項を記入の上、課税証明書等を添付して提出させる。

(2) (略)

(3)教育長は、設置者から提出のあった認定申請書等及び報告用シートを受け取り、生徒の受給資格を審査の上、受給資格の認定又は不認定を決定し、その結果を設置者を通じて、受給資格認定者に通知する。(認定通知は様式イ、不認定通知は様式ウ)なお、受給資格の不認定の理由が所得制限に係る要件に該当することのみの場合、生徒に対して次回以降の所得要件の確認の際、要件を満たせば受給できる旨を併せて示し、再度認定申請するよう促すこととする。

(3)教育長は、設置者から提出のあった認定申請書等及び報告用シートを受け取り、生徒の受給資格を審査の上、受給資格の認定又は不認定を決定し、その結果を設置者を通じて、受給資格認定者に通知する。(認定通知は様式イ、不認定通知は様式ウ)なお、受給資格の不認定の理由が所得制限に係る要件に該当することのみの場合、生徒に対して次回以降の所得要件の確認の際、要件を満たせば受給できる旨を併せて示し、再度認定申請するよう促すこととする。

※不認定通知における記載例

今回の認定申請については所得要件を満たさないため不認定となるが、次回以降の収入状況届出書等の提出時期(次年度以降の保護者等の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額の確認時)において、所得要件を満たすこととなる場合には、学び直し支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行うこと。

※不認定通知における記載例

今回の認定申請については所得要件を満たさないため不認定となるが、次回以降の収入状況届出書等の提出時期(次年度以降の保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額の確認時)において、所得要件を満たすこととなる場合には、学び直し支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行うこと。

(4) (略)

(4) (略)

(5) その他、受給資格認定に係る留意事項は下記のとおり。

ア～ク (略)

ケ 学び直し支援金の12月(定通においては24月)の支給期間(※)については、学び直し支援金の支給停止期間を除き、学び直し支援金の受給の有無を問わず、就学支援金の受給期間が終了した月の翌月から通算対象とする。ただし、単位数の合計が74を超える者(就学支援金の支給上限単位数を超えた者)については、学び直し支援金の受給要件を満たした月から通算する。

(5) その他、受給資格認定に係る留意事項は下記のとおり。

ア～ク (略)

ケ 学び直し支援金の24月の支給期間(※)については、学び直し支援金の支給停止期間を除き、学び直し支援金の受給の有無を問わず、就学支援金の受給期間が終了した月の翌月から通算対象とする。

ただし、単位数の合計が74を超える者(就学支援金の支給上限単位数を超えた者)については、学び直し支援金の受給要件を満たした月から通算する。

※支給期間として通算の対象となる期間

a～d (略)

e 学び直し支援金の支払の一時差し止めを受けていた期間(ただし、当該一時差し止め期間中に、支給停止の申出を行った場合には当該支給停止期間については、通算する期間から除くものとする。)

※「24月の支給期間」として通算の対象となる期間

a～d (略)

e 学び直し支援金の支払の一時差し止めを受けていた期間(ただし、当該一時差し止め期間中に、支給停止の申出を行った場合には当該支給停止期間については、24月として通算する期間から除くものとする。)

※1～3 (略)

コ～セ (略)

ソ 学び直し支援金の支給は、原則として、認定申請書等が設置者に到達した日が属する月の分から支給される。(例えば、5月から学び直し支援金の受給資格を有した生徒が6月になって認定申請書等を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により、受給資格認定申請をすることができなかった場合」に当たると認められない限り、5月分は支給されない。)

保護者等の課税証明書等の取得・提出が遅れ、認定申請書等の提出期限間に合わない場合には、認定申請書のみ先に提出させ、課税証明書等 又は個人番号カードの写し等 は後に補填することにより対応する(申請日は認定申請書の提出日とする)など、柔軟に受付を行うことも可能とする。ただし、課税証明書等 又は個人番号カードの写し等 の補填の期限については、生徒の状況を確認しつつ、大阪府と相談の上、適切に設定し、提出を求めること。期限を設定せずに補填を待つ必要はない(課税証明書等 又は個人番号カードの写し等 が提出困難であると判断される場合は、保護者等が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、保護者等の課税証明書等 又は個人番号カードの写し等 を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。)

また、提出可能な場合には、生徒の状況に配慮しつつも、本来申請書と同時に提出すべきものであることも踏まえ、すみやかに提出されるように促すこと。

タ～チ (略)

2. 所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定

(1) 設置者は、収入状況届出書を生徒に配付し、教育長が別に定める日までに、課税証明書等 又は個人番号カードの写し等 を添付して提出させる。 なお、既に個人番号カードの写し等を提出しているときは、改めて添付する必要はない。

※1～3 (略)

コ～セ (略)

ソ 学び直し支援金の支給は、原則として、認定申請書等が設置者に到達した日が属する月の分から支給される。(例えば、5月から学び直し支援金の受給資格を有した生徒が6月になって認定申請書等を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により、受給資格認定申請をすることができなかった場合」に当たると認められない限り、5月分は支給されない。)

保護者等の課税証明書等の取得・提出が遅れ、認定申請書等の提出期限間に合わない場合には、認定申請書のみ先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する(申請日は認定申請書の提出日とする)など、柔軟に受付を行うことも可能とする。ただし、課税証明書等の補填の期限については、生徒の状況を確認しつつ、大阪府と相談の上、適切に設定し、提出を求めること。期限を設定せずに補填を待つ必要はない(課税証明書等が提出困難であると判断される場合は、保護者等が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、保護者等の課税証明書等を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。)

また、提出可能な場合には、生徒の状況に配慮しつつも、本来申請書と同時に提出すべきものであることも踏まえ、すみやかに提出されるように促すこと。

タ～チ (略)

2. 所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定

(1) 設置者は、収入状況届出書を生徒に配付し、教育長が別に定める日までに、課税証明書等を添付して提出させる。

(2) ~ (3) (略)

(4) 設置者は、受給資格認定者(学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。)の保護者等について変動等の事由が生じた場合は、速やかに収入状況届出書等の提出を求め、生徒から提出があった場合は、当該収入状況届出書等を教育長に提出する。(ただし、再婚・離婚の場合などにおいて、既に課税証明書等 又は個人番号カードの写し等 を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。)

(5) その他、所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定に係る留意事項は下記のとおり。

ア 個人番号カードの写し等ではなく、課税証明書等を添付する場合は、4～6月分の支給については、前年度の課税証明書等(前々年の所得を証明するもの。以下同じ。)の提出、7～翌年3月分の支給については、当該年度の課税証明書等(前年の所得を証明するもの。以下同じ。)の提出が必要となる。

イ 保護者等の所得を証明する書類について、令和2年4月～6月は道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できる書類とし、令和2年7月以降は市町村民税の課税標準額や市町村民税の調整控除額が確認できる書類又は個人番号カードの写し等とする。所得が確認できる書類には課税証明書のほか下記のものがある。

a (略)

b 自営業などの場合は、毎年6月に発行されるの納税通知書 個人番号ではなく課税証明書等によって所得判定を行う場合は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての課税証明書等に基づき行う。

なお、保護者の一方が控除対象配偶者 又は同一年計配偶者(以下、「控除対象配偶者等」という。) となっていれば、控除対象配偶者等の分の課税証明書等の提出が不要となる場合がある。控除対象配偶者等の多くは

(2) ~ (3) (略)

(4) 設置者は、受給資格認定者(学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。)の保護者等について変動等の事由が生じた場合は、速やかに収入状況届出書等の提出を求め、生徒から提出があった場合は、当該収入状況届出書等を教育長に提出する。(ただし、再婚・離婚の場合などにおいて、既に課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。)

(5) その他、所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定に係る留意事項は下記のとおり。

ア 4～6月分の支給については、前年度の課税証明書等(前々年の所得を証明するもの。以下同じ。)の提出、7～翌年3月分の支給については、当該年度の課税証明書等(前年の所得を証明するもの。以下同じ。)の提出が必要となる。

イ 保護者等の所得を証明する書類は、道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できる書類とする。道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できる書類には課税証明書のほか下記のものがある。

a (略)

b 自営業などの場合は、毎年6月に発行されるの納税通知書 所得確認は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての課税証明書等に基づき行う。

なお、保護者の一方が控除対象配偶者 の場合は、そのほとんどが、収入が100万円以下 となるため、地方税法の規定により 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割 は非課税となるが、収入が100万円を超える場合は、道府県民税所得割額や市町村民税所得割 が課されることとなる。ただ

収入が 100 万円以下であり、地方税法の規定により地方住民税は非課税となるため、所得判定対象者が控除対象配偶者等であっても、収入が 100 万円を超える場合は、地方住民税が課されることとなる。ただし、地方住民税が課されたとしても、最大で 2,500 円程度であるため、所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合は、必ずしも、課税証明書の提出を求める必要はない。

なお、個人番号を活用して所得判定を行う場合には、課税証明書と異なり税の申告を行わなくても提出可能であることから、控除対象配偶者等についても、個人番号カードの写し等の提出が必要である。

※同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下の者（このうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者が、控除対象配偶者となる。）

ウ 保護者等が国外に在住する場合（在住していた場合）においては、次のとおりとする。

a 所得制限基準該当性の判定の際、保護者等の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税所得額や市町村民税の調整控除額等が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）

→ 日本国内に在住している保護者等のみの課税所得額や市町村民税の調整控除額等により基準該当性を判定（日本国外に在住する保護者等の所得については確認しない。）。

→ 日本国内に在住している保護者等がないときは、通常の支給限度額を支給。

b 所得制限基準該当性の判定においては、保護者等の全員が市町村民税の賦課期日に日本国内に在住することが必要（保護者等の一部でも市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない（課税所得額や市町村民税の調整控除額等が確認できない）場合は、加算支給は認められない。）

エ 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯の生徒の場

し、配偶者控除の対象となる場合は、道府県民税所得割額や市町村民税所得割が課されたとしても、最大で 5,000 円程度であることから、所得制限の要件や加算支給区分に影響がないことが明らかな場合は、必ずしも、課税証明書の提出を求める必要はない。

ウ 保護者等が国外に在住する場合（在住していた場合）においては、次のとおりとする。

a 所得制限基準に該当することの判定の際、保護者等の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）

→ 日本国内に在住している保護者等のみの道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額により判定（日本国外に在住する保護者等の所得については確認しない。）。

→ 日本国内に在住している保護者等がないときは、通常の支給限度額を支給。

b 加算支給基準に該当することの判定においては、保護者等の全員が市町村民税の賦課期日に日本国内に在住することが必要（保護者等の一部でも市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない（道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できない）場合は、加算支給は認められない。）

エ 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯の生徒の場

合は、翌年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税となることから、保護者等の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（学び直し支援金が支給される月の属する年（1～6月分についてはその前年）の1月1日時点に生活扶助を受けていることが確認できるものに限る。）を提出することにより、加算の対象となる。

オ～カ （略）

キ ドメステックバイオレンス（DV）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。

（認定申請書2.（2）②ウ、④、⑤又は（3）①）

例えば、次のケースも上記の場合に該当する。

- ・離婚協議中で別居中であり、親権者の一方に課税証明書等 又は個人番号カードの写し等の提出を求めたが応じてもらえない場合。

ク 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の 課税所得額や市町村民税の調整控除額等をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額により判断する。

- a 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- b 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- c 法人である未成年後見人
- d 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

ケ 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミ

合は、翌年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税となることから、保護者等の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（学び直し支援金が支給される月の属する年（1～6月分についてはその前年）の1月1日時点に生活扶助を受けていることが確認できるものに限る。）を提出することにより、2.5倍加算の対象となる。

オ～カ （略）

キ ドメステックバイオレンス（DV）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。

（認定申請書2.（2）②ウ、④、⑤又は（3）①）

例えば、次のケースも上記の場合に該当する。

- ・離婚協議中で別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合。
- ・ 自らが経営する会社の倒産などにより親権者が住民税の申告を行わない場合であって、生徒本人が税の申告・課税証明書等の取得を求めたが応じてもらえない場合。

ク 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の 所得割額をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額により判断する。

- a 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- b 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- c 法人である未成年後見人
- d 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

ケ 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミ

リーホーム)において養育を受ける場合には、里親以外に主たる生計維持者がいる場合は当該者、いない場合は生徒本人の税額により判断する。

ただし、親権者(生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く)がいる場合又は里親が未成年後見人(扶養義務のある者に限る)に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により判断する。

- コ 所得を確認すべき者が生徒本人であり(未成年である者に限る。)、地方住民税を課されるだけの収入を得ていない場合は、課税証明書等及び個人番号カードの写し等の添付を要しないこととすることができる。

サ～シ (略)

ス 所得要件の確認を行う保護者等は、学び直し支援金が支給される当該月ごとの保護者等であるため、年度途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護者等に変更がある場合には、速やかに収入状況届出書等を、教育長に提出する必要がある。ただし、再婚・離婚の場合などにおいて、既に課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出しているときは、当該課税証明書等又は個人番号カードの写し等を改めて添付する必要はない。

この場合において、保護者等の変更により、所得制限基準に該当し、支給されなくなるとき又は支給額が減額されるときは、保護者等の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から(当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から)支給額が変更される。

一方、保護者等の変更により、支給額が増額されるときは、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から(提出があった日が月の初日である場合は当該月分から)支給額が変更される。なお、保護者(親権者)が再婚した場合であっても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、学び直し支援金制度における保護者には該当しない。

また、保護者等の変更により所得制限基準を満たし、新たに受給資格要件

リーホーム)において養育を受ける場合には、主たる生計維持者がいる場合は当該者、いない場合は生徒本人の税額により判断する。

ただし、親権者(生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く)がいる場合又は里親が未成年後見人(扶養義務のある者に限る)に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により判断する。

- コ 道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を確認すべき者が生徒本人であり(未成年である者に限る。)、道府県民税所得割額や市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合は、課税証明書等の添付を要しないこととすることができる。

サ～シ (略)

ス 所得要件の確認を行う保護者等は、学び直し支援金が支給される当該月ごとの保護者等であるため、年度途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護者等に変更がある場合には、速やかに収入状況届出書等を、教育長に提出する必要がある。ただし、再婚・離婚の場合などにおいて、既に課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。

この場合において、保護者等の変更により、所得制限基準に該当し、支給されなくなるとき又は支給額が減額されるときは、保護者等の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から(当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から)支給額が変更される。

一方、保護者等の変更により、支給額が増額されるときは、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から(提出があった日が月の初日である場合は当該月分から)支給額が変更される。なお、保護者(親権者)が再婚した場合であっても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、学び直し支援金制度における保護者には該当しない。

また、保護者等の変更により所得制限基準を満たし、新たに受給資格要件

受給資格の認定申請が行われた場合には遡って申請・届出があったとみなせなくなるため、注意するよう周知を図ること。なお、学び直し支援金は法律に基づく補助ではなく、予算補助事業であるため、過年度支出を行うことはできない。

c (略)

d 上記取扱いは平成 29 年 4 月からの申請・届出について適用することとし、それ以前の申請・届出については遡及して適用しない。

タ 生徒の保護者等が税の申告を行っていないため税額が確認できない場合は、認定申請及び収入状況届出の要件を満たしておらず、受給資格に認定ができない又は差止めとなるため、学び直し支援金は支給されない。この場合においては、税の申告を行った上で課税証明書等を取得し、提出するものとする（上記コの所得を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く。）。なお、保護者等が申告を行わないことが養育放棄に該当すると判断されるときは、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。

その上で、教育長の定める提出期限を延長し、保護者等が申告を行った後に課税証明書等を提出させることは可能とする。

3. 収入状況の届出、支払の一時差止め

(1) (略)

(2) 受給資格の認定を受けた生徒（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、設置者を通じて、速やかに

受給資格の認定申請が行われた場合には遡って申請・届出があったとみなせなくなるため、注意するよう周知を図ること。

c (略)

d 支給を受けていた生徒について、所得税法に係る更正又は決定により、所得割額が所得制限もしくはそれぞれの加算区分の基準額を超えることとなった場合は、当該更正又は決定の原因を問わず、要件に該当していなかった月分の支給額又は加算支給額は全額返還する必要がある。

なお、上記取扱いは平成 29 年 4 月からの申請・届出について適用することとし、それ以前の申請・届出については遡及して適用しない。

タ 生徒の保護者等が税の申告を行っていないため道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、認定申請及び収入状況届出の要件を満たしておらず、受給資格に認定ができない又は差止めとなるため、学び直し支援金は支給されない。この場合においては、税の申告を行った上で課税証明書等を取得し、提出するものとする（上記コの道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く。）。なお、保護者等が申告を行わないことが養育放棄に該当すると判断されるときは、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。

その上で、教育長の定める提出期限を延長し、保護者等が申告を行った後に課税証明書等を提出させることは可能とする。

3. 収入状況の届出、支払の一時差止め

(1) (略)

(2) 受給資格の認定を受けた生徒（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、設置者を通じて、速やかに

教育長に提出する。ただし、再婚・離婚の場合など、既に課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。この場合において、支給額が変更される際の取扱いについては、Ⅱ. 2. (5) .スを参照。

支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、変更後の保護者等の課税証明書等 又は個人番号カードの写し等 を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）。

(3) (略)

(留意事項)

ア～ウ (略)

エ 一時差止めを受けている者が休学する場合は、支給停止の申出を行わなければ、1 2 月 (定通においては 2 4 月) の支給期間の通算から休学期間を除くことはできない。

オ～カ (略)

キ 7月に収入状況届出書を提出せず支払の一時差止めを受けた後、休学して支給停止をした者が、翌年の6月を迎えるまでに復学して支給再開申出書と課税証明書等 又は個人番号カードの写し等 を提出し、支給要件に適合すると認められる場合は、支給を再開する。

4. 受給資格消滅の通知、支給実績証明書

(1) ~ (3) (略)

(留意事項)

ア (略)

イ 転学した場合は、編入学・再入学を問わず、学び直し支援金の支給期間の上限である 1 2 月 (定通においては 2 4 月) からそれまでの学び直し支援金に係る通算在学期間（支給停止期間を除く。）を除いた月数について学び直し支援

教育長に提出する。ただし、再婚・離婚の場合など、既に課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。この場合において、支給額が変更される際の取扱いについては、Ⅱ. 2. (5) .スを参照。

支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）。

(3) (略)

(留意事項)

ア～ウ (略)

エ 一時差止めを受けている者が休学する場合は、支給停止の申出を行わなければ、2 4 月 の支給期間の通算から休学期間を除くことはできない。

オ～カ (略)

キ 7月に収入状況届出書を提出せず支払の一時差止めを受けた後、休学して支給停止をした者が、翌年の6月を迎えるまでに復学して支給再開申出書と課税証明書等を提出し、支給要件に適合すると認められる場合は、支給を再開する。

4. 受給資格消滅の通知、支給実績証明書

(1) ~ (3) (略)

(留意事項)

ア (略)

イ 転学した場合は、編入学・再入学を問わず、学び直し支援金の支給期間の上限である 2 4 月 からそれまでの学び直し支援金に係る通算在学期間（支給停止期間を除く。）を除いた月数について学び直し支援金が支給される。（2 4 月

金が支給される。(支給期間として通算の対象となる期間の考え方はⅡ. 1. (5).ケ.a～eのとおり)

(削除)

5. 休学に伴う支給停止、再開

受給資格の認定を受けた生徒(一時差止め中の者を含む。)が休学する場合、設置者を通じて教育長に対して学び直し支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書を設置者を通じて教育長に提出する。

教育長は、設置者から提出のあった支給停止申出書に基づき、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に設置者を通じて支給停止通知(様式ク)を発出する。

休学を終えて学び直し支援金の支給再開を希望する生徒は、設置者を通じて教育長に対して支給再開を申し出る必要がある。支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書に収入状況届出書等を添付して設置者を通じて教育長に提出する。ただし、既に保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出しているときは、支給再開申出書のみ提出でよい。

教育長は、設置者から提出のあった支給再開申出書及び収入状況届出書等に基づき、支給の可否及び支給額について判定し、当該生徒に設置者を通じて支給再開通知(所得要件を満たし支給を再開する場合)(様式ケ)又は受給資格消滅通知(所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合)を発出する。

(留意事項)

ア～ウ (略)

エ 学び直し支援金の支払の一時差止めを受けている者が、休学に伴う支給停止を希望する際は、支給停止の申出が必要となる。なお、所得制限基準に係る要件に該当する理由により受給資格を有していない者が休学した場合は、当

の支給期間として通算の対象となる期間の考え方はⅡ. 1. (5).ケ.a～eのとおり)

(4) 退学・除籍に伴う学び直し支援金の取扱い

学校が、遡って生徒を退学や除籍とし且つ学費を返還しないために授業料債権が消滅しない場合、退学・除籍を通知した日までの間の学び直し支援金を支給することができる。

5. 休学に伴う支給停止、再開

受給資格の認定を受けた生徒(一時差止め中の者を含む。)が休学する場合、設置者を通じて教育長に対して学び直し支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書を設置者を通じて教育長に提出する。

教育長は、設置者から提出のあった支給停止申出書に基づき、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に設置者を通じて支給停止通知(様式ク)を発出する。

休学を終えて学び直し支援金の支給再開を希望する生徒は、設置者を通じて教育長に対して支給再開を申し出る必要がある。支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書に収入状況届出書等を添付して設置者を通じて教育長に提出する。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出しているときは、支給再開申出書のみ提出でよい。

教育長は、設置者から提出のあった支給再開申出書及び収入状況届出書等に基づき、支給の可否及び支給額について判定し、当該生徒に設置者を通じて支給再開通知(所得要件を満たし支給を再開する場合)(様式ケ)又は受給資格消滅通知(所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合)を発出する。

(留意事項)

ア～ウ (略)

エ 学び直し支援金の支払の一時差止めを受けている者が、休学に伴う支給停止を希望する際は、支給停止の申出が必要となる。なお、所得制限基準に係る要件に該当する理由により受給資格を有していない者が休学した場合は、当

該休学期間は受給資格認定者の地位を有していないため、自動的に12月(定通においては24月)の受給期間の通算から除かれる。

オ～カ (略)

- 6. 学び直し支援金の交付決定及び変更交付決定 (略)
- 7. 学び直し支援金の実績報告、学び直し支援金の額の確定 (略)
- 8. 学び直し支援金の支給(代理受領、授業料との相殺) (略)

第1版 平成28年11月

第2版 平成29年11月改訂

第3版 平成30年10月改訂

第4版 令和元年6月改訂

第5版 令和元年9月改訂

第6版 令和2年8月改訂

該休学期間は受給資格認定者の地位を有していないため、自動的に24月の受給期間の通算から除かれる。

オ～カ (略)

- 6. 学び直し支援金の交付決定及び変更交付決定 (略)
- 7. 学び直し支援金の実績報告、学び直し支援金の額の確定 (略)
- 8. 学び直し支援金の支給(代理受領、授業料との相殺) (略)

第1版 平成28年11月

第2版 平成29年11月改訂

第3版 平成30年10月改訂

第4版 令和元年6月改訂

第5版 令和元年9月改訂